

小郡市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月28日及び令和6年4月10日に小郡市教育長から、令和6年4月15日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月30日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

- 小監公表第1号（令和6年1月15日付 文化財課）分
..... 1件
- 小監公表第24号（令和5年11月29日付 教育総務課）分
..... 1件
- 小監公表第5号（令和6年2月13日付 生活環境課）分
..... 2件

第2 講じた措置の内容以下のとおり

小監公表第1号（令和6年1月15日付 文化財課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 修繕工事について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>修繕工事において、修繕工事指示伺前に徴した見積書及び原本でない見積書で契約締結しているものがあつた。また、通常の見積書による実施も可能と見受けられる緊急修繕工事があつた。</p> <p>修繕工事の区分及び契約実務手順については、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。修繕工事の見積書は、工事の区分に応じて、適正な時期に適正に徴すること。また、緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。</p>	<p>※修繕工事に関する各監査委員指摘事項に対する対応について。</p> <p>A. 「見積書」の取扱いについて</p> <p>①指定文化財における修繕工事において、原本でない見積書(FAX)によって契約締結された事案については、原本が保存されていることが確認されたため、原本を提出させ、定期監査委員指摘に基づく対応であることがわかる日付による受付と注記を行い、差し替えを行った。今後は、原本をもって契約手続きを適正に行っていく。</p>

	<p>②埋文センターにおける緊急修繕工事において、指示伺前に徴収した見積書をもって契約締結した事案、並びに指示伺前に徴収した見積書でかつ原本ではない見積書(FAX：原本は保存されていないことを確認)によって契約締結を行っていた事案について、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」に示された契約事務手順に適合しない手順で行っていたことを確認するとともに、緊急修繕工事としての取扱いについて確認を行った。今後は、「修繕等に係る入札契約事務について」にのっとり適正な工事区分の設定と、見積書原本をもって契約手続きを適正に行っていく。</p> <p>B. 「緊急修繕工事」としての取扱いについて埋文センターにおける修繕工事の内、緊急修繕として取り扱った2件の事案について、「修繕等に係る入札契約事務について」を確認するとともに、財政課契約監理係に対して「緊急修繕工事」を中心とした修繕等に係る事務の取扱いについて確認を行った。今後は、災害・破損等が発生した時点で状況の把握と対応の判断を的確に行った上で、「修繕等に係る入札契約事務について」にのっとり適正な工事区分の設定と契約事務を行い、財政課契約監理係より聴取した内容を含めた修繕工事契約事務取扱いの共有と課内チェックを併せ改善していく。</p>
--	---

小監公表第24号（令和5年11月29日付 教育総務課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 行政財産の目的外使用許可について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>使用期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日の行政財産の目的外使用について、令和5年2月1日、2月14日、3月22日及び3月23日付で行政財産使用許可書を交付していた。</p> <p>一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編成し、各会計年</p>	<p>使用期間が令和6年度の申請分については、令和6年4月1日に許可書の交付及び調定を行っており、今後もそのように事務処理を行う。</p>

<p>度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。また、随時の収入で納入の通知を発するものは、原因の発生したときに調定しなければならない。当該年度の歳入歳出予算に見合う時期である令和5年4月1日に、行政財産使用許可書を交付し、調定を行われたい。</p>	
---	--

小監公表第5号（令和6年2月13日付 生活環境課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 修繕工事について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>イ 予定価格調書について</p> <p>誘引送風器吸込口取替修繕工事、火葬炉ギアポンプユニット取替修繕等の河北苑の修繕工事において、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>随意契約については、緊急を要するとき又は予定価格の額が10万円未満のときを除き、予定価格調書を作成しなければならない。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指摘後の修繕工事については、予定価格調書を作成し、適正な事務処理を行った。</p>
<p>ウ 緊急修繕工事について</p> <p>河北苑空調用ロールフィルターの交換について、緊急修繕工事としているが、緊急を要しない修繕工事の事務手続を行っており、緊急を要するものとは認められなかった。</p> <p>修繕工事の区分及び契約実務手順については、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。</p>	<p>指摘後の修繕工事については、緊急を要するか見極め、適正な事務処理を行った。</p>